令和8年度
税制改正大綱（概要）

税理士法人令和会計社

目次

Ⅰ. 法人課税・・・P.3

- 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し等
- 特定生産性向上設備等投資促進税制の創設
- 賃上げ促進税制の縮小
- 研究開発税制の見直し

Ⅱ. 消費課税・・・P.18

- 適格請求書等保存方式（インボイス制度）に係る経過措置の見直し

Ⅲ. 国際課税・・・P.21

- 外国子会社合算税制の見直し

Ⅳ. 個人所得課税・・P.24

- 食事支給に係る所得税非課税制度の見直し

Ⅰ　法人課税

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し等

制度の概要

固定資産の管理などの事務負担軽減、事務処理能力・事務効率の向上を図ることを目的として、中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、年間合計300万円を限度とし、損金経理を要件に、即時償却（全額損金算入）することができる。

対象者	対象資産	限度額
中小企業者等	取得価額30万円未満の 減価償却資産（※）	年間300万円まで

※　貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供した資産を除きます。

改正の内容

- 対象となる減価償却資産の取得価額について、**40万円未満**に引き上げられる。
- 対象となる法人について、常時使用する従業員数の数が**400人を超える法人は除外される**。
- 適用期限が**3年間延長**される。

項目	改正前	改正後
取得価額	30万円未満の減価償却資産	**40万円未満**の減価償却資産
対象者	青色申告法人である下記のもの ・中小企業者（従業員数500人以下） ・農業協同組合などの一定の組合（従業員数500人以下） ※ただし電子申告義務化法人（出資金１億円超）の場合は（従業員300人以下）	青色申告法人である下記のもの ・中小企業者（**従業員数400人以下**） ・農業協同組合などの一定の組合（**従業員数400人以下**） ※ただし電子申告義務化法人（出資金１億円超）の場合は（従業員300人以下）
適用期間	令和8年3月31日までに取得したもの	**令和11年3月31日までに取得**したもの

特定生産性向上設備等投資促進税制の創設(1/2)

改正の背景

危機管理投資・成長投資による「強い経済」を実現するために、国内における高付加価値化型の設備投資を促進する観点から、大胆な設備投資の促進に向けた税制を創設する。

制度の概要

項目	内容
適用対象者	青色申告書を提出する法人 ただし、中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）又は農業協同組合等以外の法人については、所得の金額が前期の所得の金額を超え、かつ、次のいずれかの要件を満たさない場合には適用対象外となる。（※繰越税額控除制度を除く。） ■ 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が1%以上であること（※1） ■ 国内設備投資額が当期償却費総額の30%を超えること（※2）
適用要件	■ 令和11年3月31日までの間に特定生産性向上設備等（※3）につき経済産業大臣の確認を受けること ■ 確認を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間内に取得等をし、事業の用に供すること

（※1）資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合又は常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合には、2%以上であること

（※2）資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合又は常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合には、40%を超えること

（※3）「特定生産性向上設備等」とは、生産性向上設備等の導入に係る投資計画が、次の基準に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けたものをいう。

- 投資計画に記載された生産性向上設備等の取得価額が合計35億円以上（中小企業者又は農業協同組合等については5億円以上）であること
- 年平均の投資利益率が15%以上となることが見込まれるものであること
- 実現に必要な資金調達手段が記載されていること
- 取締役会等の適切な機関の意思決定に基づくものであること
- 上記のほか、生産性向上設備等の導入がその法人の設備投資を増加させるものであること等の要件を満たすものであること

REIWAKAIKEISHA TAX Co.

特定生産性向上設備等投資促進税制の創設(2/2)

制度の概要

項目	資産名	特別償却 選択適用	税額控除
税制措置 （※4）	建物、建物附属設備、構築物（※5）	取得価額×100% （即時償却）	取得価額×4%（※6）
	機械装置、工具及び器具備品、ソフトウェア（※5）		取得価額×7%（※6）

（※4）特定生産性控除設備等に係る投資計画の確認を受けた法人は、その投資計画の期間中において、以下の制度による特別償却及び税額控除の適用を受けることができない。

- 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度
- 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（中小企業経営強化税制）
- カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

（※5）法人の事業の用に供される下記一定の規模以上のものに限る。

- 建物　：一の取得価額が1,000万円以上のもの
- 建物附属設備　：一の取得価額が120万円以上のもの（一の取得価額が60万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む）
- 構築物　：一の取得価額が120万円以上のもの
- 機械装置　：1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
- 工具及び器具備品：1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの（1台又は1基の取得価額が40万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む）
- ソフトウェア　：一の取得価額が70万円以上のもの

（※6）控除限度額は「法人税額×20%」とする。
なお、令和11年3月31日までに予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画につき産業競争力強化法の認定を受けた法人で、その対応の実施について経済産業大臣の確認を受けた場合には、3年間の繰越控除が認められる。

適用時期：産業競争力強化法の改正法施行日から**令和11年3月31日までの間**に経済産業大臣の確認を受けた日以後**5年を経過する日まで**の期間内に事業の用に供した資産に適用される。

賃上げ促進税制の縮小（1/4）

改正の背景

- 令和6年度の税制改正以降、賃金上昇率がバブル期以来の水準となる高い伸びを示しており、本税制の要件となる水準を大きく上回る状況にある。
- 企業の賃上げをめぐる状況は令和6年度税制改正当時と大いに様変わりしている。
- 本税制が生産性の高い分野への労働移動を阻害する可能性や、防衛的な賃上げを余儀なくされる中小企業においては人手不足感が大企業よりも強い状況等がある。
- こうした状況を踏まえ、本税制についても現状の賃上げ状況を反映した必要な見直しをするものである。

改正の概要

- 全企業向け措置：適用期限（令和9年3月31日までに開始する各事業年度）を待たずに廃止する。
- 中堅企業向け措置：令和8年度においてはより高い賃上げを促す方向で要件を強化しつつ継続し、適用期限をもって廃止する。
また、教育訓練費に係る上乗せ措置については廃止する。
- 中小企業向け措置：令和8年度は現行制度を維持することとし、期限到来時に適用状況等を踏まえ、必要な見直しを検討する。
また、教育訓練費に係る上乗せ措置については廃止する。

適用期限

全企業向け措置：**令和8年3月31日まで**に開始する事業年度について適用、その後**廃止**。

中堅企業向け措置：**令和9年3月31日まで**に開始する事業年度について適用、その後**廃止**。

中小企業向け措置：**令和9年3月31日まで**に開始する事業年度について適用、その後、**適用状況等を踏まえ、必要な見直しを検討**。

REIWAKAIKEISHA TAX Co.

賃上げ促進税制の縮小（2/4）

全企業向け措置

税額控除額 ＝ （ 雇用者給与等支給額 － 比較雇用者給与等支給額 ） × 税額控除率
ただし、最大控除額は、適用年度の法人税額の20%を限度とする。

項目		改正前		改正後	
		要件	税額控除率	要件	税額控除
必須要件	賃上げ要件によるもの	継続雇用者の給与等の増加率※ 3%以上	10%	**廃止**	
		〃 4%以上	15%		
		〃 5%以上	20%		
		〃 7%以上	25%		
上乗せ要件	教育訓練費	教育訓練費の額が前年度比10%以上かつ、教育訓練費が雇用者給与等支給額の0.05%以上	5%上乗せ	**廃止**	
	子育てとの両立・女性活躍支援	「プラチナくるみん」若しくは、「プラチナえるぼし」の認定	5%上乗せ	**廃止**	
最大控除率		最大35%		**－**	
マルチステークホルダー方針の要件		資本金が10億円以上で常時使用する従業員数が1,000人以上の法人		資本金が10億円以上で常時使用する従業員数が1,000人以上の法人	

※継続雇用者の給与等の増加率 ＝ （ 継続雇用者給与等支給額 － 継続雇用者比較給与等支給額 ） ÷ 継続雇用者比較給与等支給額

適用期限： **令和8年3月31日まで**に開始する事業年度について適用、その後**廃止**。

賃上げ促進税制の縮小（3/4）

中堅企業向け措置

税額控除額 ＝ （ 雇用者給与等支給額 － 比較雇用者給与等支給額 ） × 税額控除率
ただし、最大控除額は、適用年度の法人税額の20%を限度とする。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">項目</th><th colspan="2">改正前</th><th colspan="2">改正後</th></tr>
<tr><th>要件</th><th>税額控除率</th><th>要件</th><th>税額控除</th></tr>
<tr><td rowspan="4">必須要件</td><td rowspan="4">賃上げ要件によるもの</td><td>継続雇用者の給与等の増加率※ 3%以上</td><td>10%</td><td>継続雇用者の給与等の増加率※ 3%以上</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">〃 4%以上</td><td rowspan="3">25%</td><td>〃 4%以上</td><td>10%</td></tr>
<tr><td>〃 5%以上</td><td>15%</td></tr>
<tr><td>〃 6%以上</td><td>25%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">上乗せ要件</td><td>教育訓練費</td><td>教育訓練費の額が前年度比10%以上かつ、教育訓練費が雇用者給与等支給額の0.05%以上</td><td>5%上乗せ</td><td colspan="2">廃止</td></tr>
<tr><td>子育てとの両立・女性活躍支援</td><td>「プラチナくるみん」若しくは、「えるぼし三段階目以上」の認定</td><td>5%上乗せ</td><td>「プラチナくるみん」若しくは、「えるぼし三段階目以上」の認定</td><td>5%上乗せ</td></tr>
<tr><td colspan="2">最大控除率</td><td colspan="2">最大35%</td><td colspan="2">最大30%</td></tr>
<tr><td colspan="2">マルチステークホルダー方針の要件</td><td colspan="2">資本金が10億円以上で常時使用する従業員数が1,000人以上の法人</td><td colspan="2">資本金が10億円以上で常時使用する従業員数が1,000人以上の法人</td></tr>
</table>

※継続雇用者の給与等の増加率 ＝ （ 継続雇用者給与等支給額 － 継続雇用者比較給与等支給額 ） ÷ 継続雇用者比較給与等支給額

適用期限：令和9年3月31日までに開始する事業年度について適用、その後**廃止**。

REIWAKAIKEISHA TAX Co.

賃上げ促進税制の縮小（4/4）

中小企業向け措置

税額控除額 ＝ （ 雇用者給与等支給額 － 比較雇用者給与等支給額 ） × 税額控除率
ただし、最大控除額は、適用年度の法人税額の20%を限度とする。

項目		改正前		改正後	
		要件	税額控除率	要件	税額控除
必須要件	賃上げ要件によるもの	雇用者の給与等の増加率※ 1.5%以上	15%	雇用者の給与等の増加率※1 1.5%以上	15%
		〃 2.5%以上	30%	〃 2.5%以上	30%
上乗せ要件	教育訓練費	教育訓練費の額が前年度比5%以上かつ、教育訓練費が雇用者給与等支給額の0.05%以上	10%上乗せ	**廃止**	
	子育てとの両立・女性活躍支援	「くるみん以上」若しくは、「えるぼし二段階目以上」の認定	5%上乗せ	「くるみん以上」若しくは、「えるぼし二段階目以上」の認定	5%上乗せ
最大控除率		最大45%		**最大35%**	
控除限度超過額の繰越		5年間の繰越可 （控除する年度においては、雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を超えている場合のみ控除可）		5年間の繰越可 （控除する年度においては、雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を超えている場合のみ控除可）	

※雇用者の給与等の増加率 ＝ （ 雇用者給与等支給額 － 比較雇用者給与等支給額 ） ÷ 比較雇用者給与等支給額

適用期限： **令和9年3月31日まで**に開始する事業年度について適用、その後、**適用状況等を踏まえ、必要な見直しを検討。**

研究開発税制の見直し(1/7)

改正の背景

- 科学とビジネスの近接化時代が到来し、各国が科学技術領域に政策リソースを重点投下しているなか、国際的に遜色ないイノベーション立地競争環境を確保するために必要な税制措置を講じる必要がある。
- 我が国の研究開発投資の大層を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発投資を促し、経済成長力及び国際競争力の強化を図る。

改正の概要

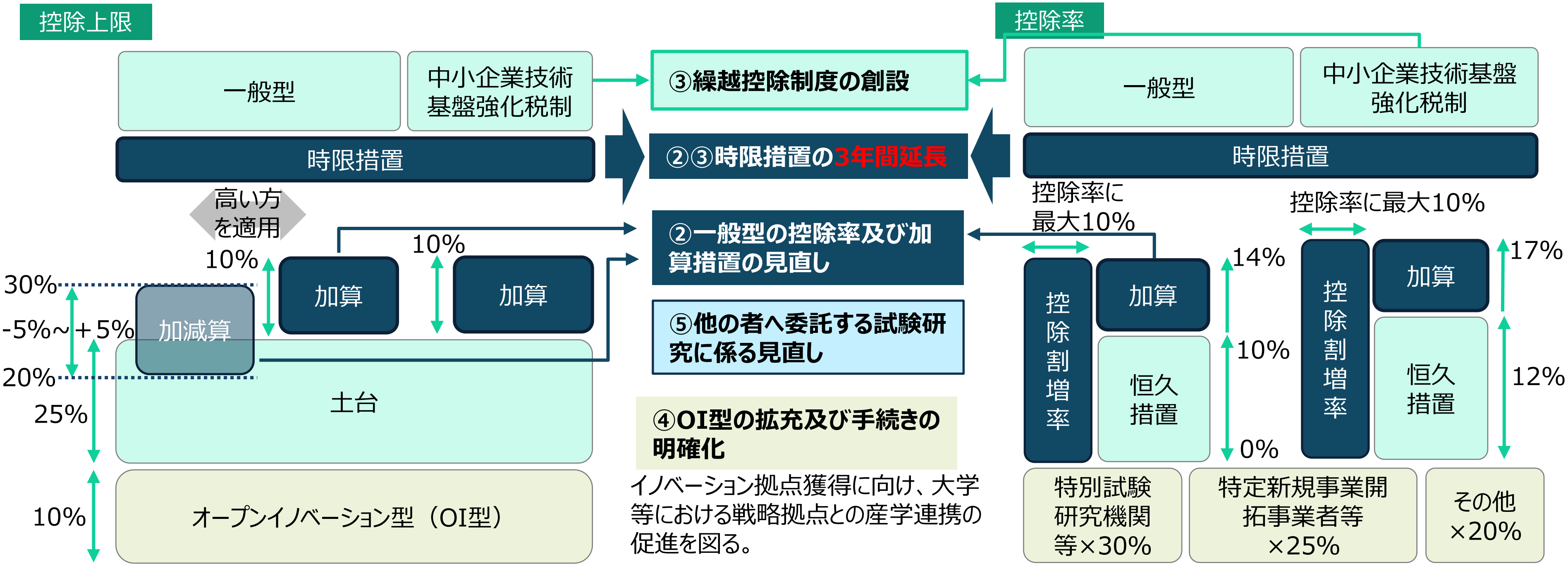

①重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度の創設

科学からビジネスに至るまでのスピードが加速しており、各国が戦略的に重要な技術領域を見極めて、インセンティブ制度を通じた支援を講じる中、我が国においても戦略的な重要技術領域でのイノベーションを誘発するため、既存の一般型とは別に戦略技術領域型を創設する。

REIWAKAIKEISHA TAX Co.

研究開発税制の見直し(2/7)

改正の内容（①重点産業技術研究費の額に係る税額控除制度の創設）

有望な先端的科学領域への巨額投資競争が進む現状を踏まえ、戦略的な科学技術領域を選定し、当該領域に係る研究開発投資の拡大を促進するために従来の一般型・OI型とは別に、**重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度の創設**。

項目	内容
対象法人	**青色申告法人**で、**産業技術力強化法の改正法施行日から令和11年3月31日まで**の間に同法の**重点研究開発計画の認定**（以下「認定」という。）を受けたもの（以下「認定研究開発法人」という。）
適用期間	**重点研究開発計画の認定日から同日以降5年を経過する日までの期間** **（その認定に係る重点研究開発計画の計画期間終了日が5年経過日前の場合には、認定日から計画期間終了日までの期間）**
控除率	重点産業技術試験研究費の額※**1×40%**（特別重点産業技術試験研究費の額の場合には、**50%**）※**2**
控除上限	当期の法人税額×**10%**
繰越控除	控除限度超過額は**3年間の繰越し**※**3**

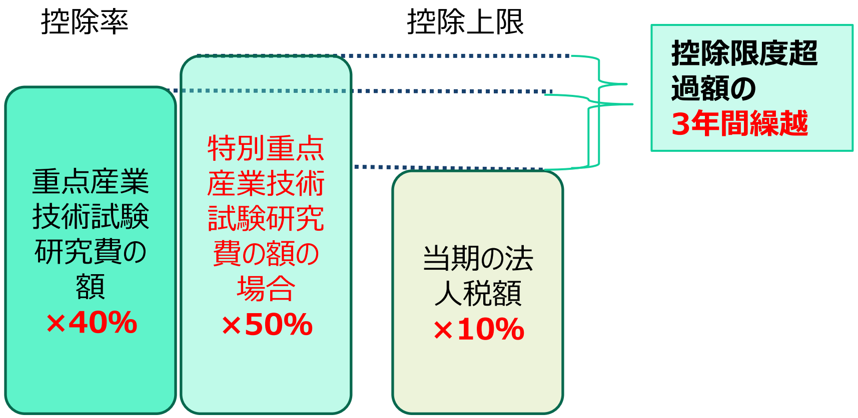

※**1**認定研究開発法人が、適用期間内に支出するその認定に係る重点研究開発計画に従って行う特定重点研究開発※4に係る試験研究費の額をいう。

※**2**※1のうち、産業技術力強化法の重点産業技術共同研究開発機関と共同して行う試験研究又は重点産業技術共同研究開発機関に委託する試験研究に係るものをいう。

※**3**繰越税額控除の適用を受けようとする事業年度において試験研究費の額が前期の試験研究費を超える場合に限り適用する。

※**4**産業技術力強化法の重点産業技術（AI,先端ロボット,量子,半導体・通信,バイオ・ヘルスケア,フュージョンエネルギー,宇宙）のうちに特に早期の企業化が期待される一定のものに関する研究及び開発

※**5**通算法人については所要の措置を講ずる。

研究開発税制の見直し(3/7)

改正の内容（②一般型の時限措置の延長及び見直し）

一般試験研究費の額に係る税額控除制度について、控除率及び控除上限に係る時限措置を下図の通り見直したうえ、適用期限を**3年間延長**する。

項目	改正前 ～令和8年3月31日	改正後 令和8年4月1日～	改正後 令和9年4月1日～令和11年3月31日
控除率	**①増減試験研究費割合＞12%の場合** 11.5%＋（増減試験研究費割合－12%）×0.375 **（上限：14%）** **②増減試験研究費割合≦12% の場合** 11.5%－（12%－増減試験研究費割合）×0.25 **（下限：1%）** **【加算措置】** **試験研究費割合＞10%の場合** 次の控除割増率を①又は②に乗じた割合 （試験研究費割合－10%）×0.5**（上限：10%）** **（最大：上記①の14%）**	**①増減試験研究費割合＞12%の場合**　同左 **②0≦増減試験研究費割合≦12%の場合** 11.5%－（12%－増減試験研究費割合）×0.25 **③増減試験研究費割合＜0の場合** 8.5%+増減試験研究費割合×8.5/30　**（下限：0%）**※ **【加算措置】** **試験研究費割合＞10%の場合** 同左	**①増減試験研究費割合＞15%の場合** 11.5%＋（増減試験研究費割合－15%）×0.375　**（上限：14%）** **②3%＜増減試験研究費割合≦15%の場合** 8.5%+（増減試験研究費割合－3%）×0.25 **③増減試験研究費割合≦3%の場合** 8.5%+（増減試験研究費割合－3%）×8.5/13　**（下限：0%）** **【加算措置】** **試験研究費割合＞10%の場合** 同左
控除上限	**①増減試験研究費割合＞4%の場合（加算措置）** 25%＋（増減試験研究費割合－4%）×0.625 **（上限：30%）** **②増減試験研究費割合＜-4%の場合（減額措置）** 25%＋（増減試験研究費割合＋4%）×0.625 **（上限：20%）** **③試験研究費割合＞10%の場合** 25%＋（試験研究費割合－10%）×2**（上限：35%）** なお、①、③は有利選択	**①増減試験研究費割合＞7%の場合（加算措置）** 25%＋（増減試験研究費割合－7%）×0.625**（上限：30%）** **②増減試験研究費割合＜-1%の場合（減額措置）** 25%＋（増減試験研究費割合＋1%）×0.625**（上限：20%）** **③試験研究費割合＞10%の場合** 同左 なお、①、③は有利選択 ※控除率の下限（1%）の撤廃は令和6年度税制改正内容	

REIWAKAIKEISHA TAX Co.

研究開発税制の見直し(4/7)

改正の内容（③中小企業技術基盤強化型の時限措置の延長及び繰越控除制度の創設）

下図の通り、中小企業等の控除率及び控除上限の上乗せに係る時限措置を**3年間延長**し、控除限度超過額を**3年間の繰越し**ができる制度を新設する。

項目	改正前	改正後
控除率	**①増減試験研究費割合＞12%の場合** 12%＋（増減試験研究費割合－12%）×0.375**（上限：17%）** **②増減試験研究費割合≦12%の場合** 12% **③試験研究費割合＞10%の場合** 次の控除割増率を①又は②に乗じた割合**（上限：17%）** （試験研究費割合－10%）×0.5（上限：10%）	同左
控除上限	**①増減試験研究費割合＞12%の場合** 法人税額×（25%＋10%）**（最大：35%）** **②試験研究費割合＞10%の場合** 法人税額×｛25%＋（試験研究費割合－10%）×2｝ **（最大：35%）** なお、①、②は選択適用	同左
繰越控除（新設）	－	**控除限度超過額については、3年間の繰越しができることとする。** 本制度は、繰越税額控除の適用を受けようとする事業年度において試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合に限り、適用できることとする。ただし、一般試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける事業年度は適用できないこととする。※

※通算法人については所要の措置を講ずる。

適用時期：控除率及び控除上限について**令和11年3月31日まで延長**、繰越控除制度については大綱に記載なし。

REIWAKAIKEISHA TAX Co.

研究開発税制の見直し(5/7)

改正の内容（④OI型の拡充及び手続の明確化）（1/2）

- イノベーション拠点の獲得に向け、大学等における戦略拠点との産学連携の促進を図る。
- OI型について、以下の通り、手続きの明確化及び特別試験研究費の範囲の見直しを行う。

制度の類型	控除率
特別研究機関、大学等との共同・委託試験研究**（注1）**	30%
スタートアップ等との共同・委託試験研究	25%
その他の民間企業等との共同・委託試験研究	20%
中小企業者の知的財産を使用して行う試験研究	
技術研究組合の組合員が協同して行う試験研究	
希少疾病用医薬品・特定用途医薬品等に関する試験研究**（注2）**	
高度研究人材の活用に関する試験研究**（注3）**	

（注1）
【第三者による監査及びその大学等の確認を受けた金額であることの要件】
当該要件について、次の要件を満たすことにつき**経済産業大臣の指定を受けた大学等については、その大学等の長が認定した金額**とする。

- ①その大学等が企業との共同研究及び企業からの委託研究（以下「共同研究等」という。）を行うに当たって管理を行うための体制が十分なものであると認められること。
- ②その大学等の規則において共同研究等についての管理に関する業務方法等が定められており、その業務方法等が共同研究等を実施するに当たって適切なものであると認められること。
- ③その大学等において共同研究等についての企業との間の連絡調整及び事務手続に関する方法が具体的に定められていること

引用：経済産業省産業技術環境局　技術振興・大学連携推進課
「研究開発税制の概要と令和5・6年度の税制改正について」

（注2）
【対象者が少数である医薬品等に関する試験研究費の対象範囲の見直し】
その医薬品に関する試験研究に係る試験研究費の額の全部又は一部につき重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける場合におけるその医薬品に関する試験研究に係る試験研究費の額を特別試験研究費の額に係る税額控除制度の対象外とする。

適用時期：大綱に記載なし。

研究開発税制の見直し(6/7)

改正の内容（④OI型の拡充及び手続の明確化）(2/2)

多様な高度人材を育成・確保すると同時に、こうした人材が産学官を超えて共働することを促進する観点から、高度研究人材の活用に関する試験研究費の拡充を図る。

（注3）【高度研究人材の活用に関する試験研究費の拡充】
高度研究人材（博士号取得者や外部で一定の研究者としてのキャリアを積んだ人材）を採用し一定の試験研究を行う場合には、高度研究人材の人件費の20%を税額控除することができる。（以下の①及び②の要件を満たす場合に限り利用可能）
①試験研究費中の人件費の額のうち新規高度研究業務従事者**※1**に対する人件費の割合が対前年度比で3%以上増加していること。
②研究開発のテーマを社内外で公募していること。**※2**

項目	改正前	改正後
※1新規高度研究業務従事者の範囲	①博士の学位を授与された者（外国においてこれに相当する学位を授与された者を含む。）で、その授与された日から5年を経過していないもの ②他の者の役員又は使用人として10年以上専ら研究業務に従事していた者で、その法人の役員又は使用人となった日から5年を経過していないもの	①博士の学位を授与された者（外国においてこれに相当する学位を授与された者を含む。）で、その授与された日から5年を経過していないもの **②博士の学位を授与された者（その授与された日以降5年以内にその法人の役員又は使用人となったものに限る。）で、その法人の役員または使用人となった日から5年を経過していないもの（注）** ②他の者の役員又は使用人として10年以上専ら研究業務に従事していた者で、その法人の役員又は使用人となった日から5年を経過していないもの
※2公募要件	①当該試験研究の内容に関する提案が広く一般に又は広くその法人の使用人に募集されたこと ②新規高度研究業務従事者から提案されたものであること	①当該試験研究の内容に関する提案が広く一般に又は広く**その法人の試験研究に専ら従事する使用人（注）**に募集されたこと ②**その試験研究に専ら従事する使用人（注）**から提案されたものであること

（注）改正による追加変更箇所

適用時期：大綱に記載なし。

研究開発税制の見直し(7/7)

改正の内容（⑤他の者に委託する試験研究に係る試験研究費の額の見直し）

他の者に委託する試験研究（**契約又は協定により委託する試験研究でその委託に基づき行われる試験研究が国外において行われるものに限る。**）に係る試験研究費の額については、次の試験研究費の額の区分に応じた金額を税額控除の対象とする。**（新設）**

項目	適用期間	対象金額
医薬品、医療機器又は再生医療等製品（以下「医薬品等」という。）に係る試験研究のうちその医薬品等の有効性及び安全性の確認のために行う臨床試験※の委託に係る試験研究費の額	–	その試験研究費の額
上記以外の試験研究費の額	**令和8年4月1日～令和9年3月31日**までに開始の事業年度	その試験研究費の額×**70%**
	令和9年4月1日～令和10年3月31日までに開始の事業年度	その試験研究費の額×**60%**
	令和10年4月1日以降開始の事業年度	その試験研究費の額×**50%**

※科学的な質及び成績の信頼性が確保されているものに限る。

適用時期：令和8年4月1日以降開始事業年度より段階的に適用する。

REIWAKAIKEISHA TAX Co.

Ⅱ　消費課税

REIWAKAIKEISHA TAX Co.

1.適格請求書等保存方式（インボイス制度）に係る経過措置の見直し(1/2)

改正の背景

- 消費税は、価格転嫁を通じて最終的には消費者が負担しているが、その一部が事業者の手元に残ることは消費者の理解が得られない。
- インボイス制度を早期に対応を進めてきた事業者の真摯な努力を無にすれば、税制に対する信頼を損なうことになりかねない。
- インボイス制度導入に係る事業者の事務負担にも配慮し、制度の社会的な定着をより確実なものにするための措置を講ずる。

（1）小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置

- インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった小規模個人事業者については、売上税額の8割を仕入税額控除とすることができた。（いわゆる2割特例）
- 2割特例終了後は簡易課税制度の選択も可能となるが、インボイス制度の定着に向けて事務負担への配慮が必要な個人事業者（課税事業者を選択してインボイス発行事業者になっているもの等）については、**納税額を売上税額の3割**とすることができる。
- **令和9年及び令和10年に含まれる各課税期間**について、適用できる。

項目	改正前	**改正後**
消費税の納税額	売上税額の２割を納付	**売上税額の３割を納付**

適用時期：令和8年10月1日以に終了する課税期間から適用できることとする。

1.適格請求書等保存方式（インボイス制度）に係る経過措置の見直し(2/2)

（2）適格請求書発行事業者以外の社から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置

■ 控除可能割合について

適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除の経過措置について、以下の通りとなる。

項目	改正前	改正後
課税仕入れに係る税額控除可能割合	・令和8年10月1日から令和11年9月30日までの期間：消費税額の50%を仕入税額控除 ・令和11年10月1日から：控除不可	・令和8年10月1日から令和10年9月30日までの期間：**消費税額の70%を仕入税額控除**
		・令和10年10月1日から令和12年9月30日までの期間：**消費税額の50%を仕入税額控除**
		・令和12年10月1日から令和13年9月30日までの期間：**消費税額の30%を仕入税額控除**
		・令和13年10月1日から：**控除不可**

■ 適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの合計額

一の適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れの額の合計額がその年又はその事業年度で以下の金額を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、本経過措置の適用を認めない。

項目	改正前	改正後
課税仕入れの額の合計額	10億円	**1億円**

適用時期：令和８年10月1以後に開始される課税期間から適用される。

Ⅲ 国際課税

外国子会社合算税制の見直し

改正の必要性

外国子会社合算税制は、外国子会社を利用した租税回避を防ぐ制度であるが、現状、租税回避と関係しない企業活動に形式的に課税が生じるなど、外国子会社合算税制とグローバル・ミニマム課税の両制度の適用対象企業の事務負担が大きく、**日本企業の国際競争力の維持・強化が阻害されている状況**である。また、海外では、企業の事務負担の軽減を目的に**外国子会社合算税制の対象の縮減等の見直し**を実施している。

改正の概要

- ペーパーカンパニー特例の資産割合要件の見直し

項目	改正前	改正後
資産判定要件	判定必要	外国関係会社の事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の額が0 →**判定不要**

- 租税負担割合算定の制限について

外国関係会社の本店所在国の外国法人税の税率が累進税率である場合に最高税率を用いて租税負担割合を計算することができる特例について、次のいずれかのような事情により**本特例を適用することが著しく不適当であると認められる場合**には本特例を適用することはできない。

①最高税率が適用されることが通常見込まれないこと。
②最高税率が適用される所得の額の区分が適用される所得の金額が極めて限定的であること。
③その他の事情

外国子会社合算税制の見直し

■ 解散した部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に係る特例の創設

項目	内容
解散した「部分対象外国関係会社」等の扱い	外国関係会社が清算部分対象外国関係会社※1又は清算外国金融子会社等※2に該当する場合には、特例清算事業年度※3については、清算部分対象外国関係会社は部分対象外国関係会社と、清算外国金融子会社等は外国金融子会社等とそれぞれみなして、外国子会社合算税制を適用する。
特例適用時の受動的所得の計算	清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等に該当する場合における特例清算事業年度については、部分合算税制の対象所得である異常所得金額の計算において控除する金額の基礎となる額（総資産の額、人件費の額及び減価償却累計額）は、解散により最初に部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に該当しないこととなった事業年度の前事業年度に係るこれらの金額とする。 清算外国金融子会社等に該当する場合における特例清算事業年度については、部分合算課税の対象所得である異常な水準にある資本に係る所得の金額はないものとして金融子会社等部分適用対象金額の計算を行う。
書類提出の対応	国税当局が一定の書類の提出を求めた場合において、期限までに提出がないときは本特例の適用はないと**推定**する。
現行制度について	解散した外国金融子会社等に係る特例は**廃止**する。

※1　解散した外国関係会社のうち、その解散の日を含む事業年度開始の日前2年以内に開始した事業年度のいずれにおいても部分対象外国関係会社に該当していたもの
※2　解散した外国関係会社のうち、その解散の日を含む事業年度開始の日前1年以内に開始した事業年度のいずれにおいても外国金融子会社等に該当していたもの
※3　解散により最初に部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に該当しないこととなった事業年度終了の日から原則として同日以後3年を経過した日までの期間内の日を含む事業年度

適用時期：外国関係会社の**令和8年4月1日以後に**開始する事業年度について適用する。

Ⅳ　個人所得課税

食事支給に係る所得税非課税制度の見直し

改正の背景

現行の食事支給の非課税限度額（月額3,500円以下）は、1984年（昭和59年）の見直し以降、40年以上にわたり一度も改定されていない。この長期間の据え置きにより、食料品価格の継続的な上昇という実態に制度が合わなくなっているため、見直しを行う。

制度の概要

- 役員や使用人に支給する食事は、次の2つの要件をどちらも満たしていれば、給与として課税されない。

（1）役員や使用人が食事の価額の半分以上を負担していること。

（2）次の金額が1か月当たり3,500円（消費税および地方消費税の額を除く）以下であること。

（食事の価額）－（役員や使用人が負担している金額）

- この要件を満たしていなければ、食事の価額から役員や使用人の負担している金額を控除した残額が給与として課税される。
- また、深夜勤務者に夜食の支給が困難なため、1食当たり300円（消費税および地方消費税の額を除く）以下の金額を支給する場合、給与として課税されない。

改正の概要

項目	改正前	**改正後**
以下要件金額の改正 （食事の価額）－（役員や使用人が負担している金額）	1か月当たり3,500円以下	1か月当たり**7,500円**以下
深夜勤務者への夜食の支給金額の改正	1食当たり300円以下	1食当たり**650円**以下

適用時期：大綱に記載なし。